

HOBA 北海道オーガニックビーフ振興協議会 規約

(会の名称)

第1条 会の名称を北海道オーガニックビーフ振興協議会（略称 HOBA/ホバ 以下、協議会）とする。

(事務局)

第2条 事務局を、北海道音更町 に置く。

(目的)

第3条 協議会は、オーガニックビーフを生産・流通させ普及させてゆく。

(会員の資格)

第4条 協議会の目的に賛同する者は、資格を有する。

(会員の加入,脱会及び除名)

第5条 協議会の会員になろうとする者は、事務局に申込み、役員会の承諾を得るものとする。

2. 脱会も同様とする。

3. 賛助会員は、事務局に申し込み、受入れは会長、事務局が判断し、役員会報告とする

4. 会の目的に反するもの、又は会の秩序を著しく乱すものは、役員会で協議の上、除名する

(役員)

第6条 協議会は、次の役員を置く。

会長1、副会長2、幹事5人以内、監査2、事務局長1、(必要に応じ事務局次長)を置く。

2. 役員任期は、2年とし会員の互選により総会で選任する。

(総会)

第7条 協議会は、毎年1回総会を開催する。必要なときは臨時総会を開くことができる。

2. 総会の議決は、出席者の過半数をもって決定とする。

(役員会)

第8条 会長は、必要に応じ都度、役員会を開き会の運営および事業の推進の協議を行う。

2. 役員会は、必要に応じて会員等の出席を求め意見を反映させる。

(会計)

第9条 協議会の費用は、会費、賦課金、補助金、賛助金および事業収入を持って充てる。

2. 会費、賦課金は、総会によって決める。

3. 費用の支出は、支給基準に基づき事務局が行う。

4. 会計年度は、毎年4月1日から3月31日迄とする。

(果実の所有権)

第10条 協議会の情報及び試験研究においての果実は、協議会に所有権を有する。

(その他)

第11条 協議会の会則の改正は、総会で決める。

2017年4月20日施行/2018年4月20日/2019年4月11日/2021年4月16日一部改定